

一般社団法人送配電網協議会 定款

一般社団法人送配電網協議会

一般社団法人送配電網協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人送配電網協議会（英文 Transmission and Distribution Grid Council 略称「TDGC」）と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都千代田区大手町1丁目3番2号に置く。

(目的及び事業)

第3条 本法人は、送配電関連設備を建設・維持・運用する会員の代表として、制度設計やルール策定を所管する国や電力広域的運営推進機関と対話し、会員の能動的な行動に繋げることで、送配電事業の健全な発展を図り、もって我が国経済の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。そのため次の事業を行う。

- (1) 送配電事業に関する知識の普及、啓発及び広報
- (2) 送配電事業に関する資料、情報等の収集及び頒布
- (3) 送配電事業に関する調査研究及び統計の作成
- (4) 送配電事業に関する意見の表明
- (5) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第4条 本法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 会員

(法人の構成員)

第5条 本法人は、国内で一般送配電事業（電気事業法第2条第1項第9号に定める者をいう）を営み、本法人の事業目的に賛同する法人であって、かつ次条の規定により本法人の会員となった法人をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本法人の会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込まなければならない。

- 2 入会は、理事会において定める入会及び退会に関する規則に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを申込者に通知するものとする。

(会費等)

第7条 会員は、本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める会費等に関する規則に基づき会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (3) 当該会員を除く全員が同意したとき
- (4) 当該会員が破産又は解散したとき
- (5) 除名されたとき

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 本法人は、会員が資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該総会の1週間前までにその旨を通知するとともに、当該総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本定款又はその他の規則に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 会費等に関する規則
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

（開催）

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

（招集）

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集するには、会長は、社員総会の日の2週間前までに、会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、その通知を発しなければならない。

（議長）

第15条 社員総会の議長は、会長が当たる。ただし、会長に事故等のやむを得ない理由があるときは、副会長がこれに当たる。

（議決権）

第16条 社員総会における議決権は、1会員につき1個とする。

（決議）

第17条 社員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の4分の3以上をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の5分の4以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第18条 理事又は会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第19条 理事が会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した会員のうちから選出された議事録署名人1名が記名押印しなければならない。

(社員総会運営規則)

第21条 社員総会の運営に関する必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則によるものとする。

第4章 役員等

(役員の設置)

第22条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、1名を副会長、1名を専務理事とすることができる。

3 前項の会長を一般法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及び本定款に定めるところにより、本法人を代表し、その職務を執行する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等のやむを得ない理由があるときは、法人の代表権や業務執行権に係るものを除く職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事会において別に定める職務権限規則により、本法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員として選任された理事の任期は、他の在任理事の残任期間と同一とする。
 - 4 理事又は監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
 - 5 専務理事の再任は、連続して2回までとする。

(役員の解任)

- 第27条 理事及び監事は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

- 第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び会員に属する法人の役員又は使用人に該当しない監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、社員総会の決議により別に定める。

(参与)

- 第29条 本法人に、5名以内の参与を置くことができる。
- 2 参与は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の求めに応じて、その職務を執行すること
 - (2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること

- 3 参与の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 参与の任期は、選任後、代表理事退任の社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、社員総会の決議により別に定める。

(役員等の損害賠償責任の免除)

第30条 本法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、役員等が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(非業務執行理事等の責任限定契約)

第31条 本法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、一般法人法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

第5章 理事会

(構成)

第32条 本法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職
- (4) 事務局長、参与の選任及び解任
- (5) 事業計画及び収支予算の承認
- (6) 事業報告及び決算の承認
- (7) 社員総会の招集請求の決定
- (8) 各委員会の設置及び運営に関する事項の決定
- (9) その他本法人に関連する重要事項の決定

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長以外の理事から会議の目的事項を示して請求があった場合及び、一般法人法第101条の規定に基づき、監事から会長に招集の請求があったときには、会長は、理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するには、会長は、少なくとも開催日の1週間前までに、日時、場所及び目的事項を示して、各理事及び各監事に通知をしなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故等のやむを得ない理由があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の定足数は特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数とし、理事会の決議は、その4分の3以上をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監事の全員から異議がないことが確認できたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第24条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第40条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第6章 委員会

(委員会)

第41条 本法人の事業の円滑な推進を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の設置、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会運営規則によるものとする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第44条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第2号及び第3号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 主たる事務所に、第1項の書類及び監査報告を5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第45条 本法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 本法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 4 9 条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める事務局運営規則によるものとする。

第 1 0 章 補則

(施行細則)

第 5 0 条 本定款に定めるもののほか、本法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 本定款は、2025年4月1日から施行する。
- 2 本法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりとする。
- (1) 北海道札幌市中央区大通東一丁目2番地
北海道電力ネットワーク株式会社
- (2) 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力ネットワーク株式会社
- (3) 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力パワーグリッド株式会社
- (4) 愛知県名古屋市東区東新町1番地
中部電力パワーグリッド株式会社
- (5) 富山県富山市牛島町15番1号
北陸電力送配電株式会社
- (6) 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号
関西電力送配電株式会社
- (7) 広島県広島市中区小町4番33号
中国電力ネットワーク株式会社
- (8) 香川県高松市丸の内2番5号
四国電力送配電株式会社
- (9) 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力送配電株式会社
- (10) 沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号
沖縄電力株式会社
- 3 本法人の設立時の役員は、次のとおりとする。
- (1) 設立時理事 清水隆一 棚田一也 山本竜太郎 細野一広 高野広充
金子禎則 白銀隆之 長谷川宏之 横井郁夫 今村弘 横田哲
- (2) 設立時代表理事 清水隆一
- (3) 設立時監事 白羽龍三 櫻井康裕
- 4 本法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立時社員の定めるところによる。
- 5 本法人の設立初年度の会費は、第7条の規定にかかわらず、設立時社員の定めるところによる。
- 6 本法人の設立初年度の役員報酬等は、第28条の規定にかかわらず、設立時社員の定めるところによる。

- 7 本法人の設立初年度の会長、副会長、専務理事、事務局長及び参与は、第33条の規定にかかわらず、設立時理事の定めるところによる。
- 8 本法人の設立初年度の委員会の設置は、第41条の規定にかかわらず、設立時理事の定めるところによる。
- 9 本法人の設立初年度の事務局の設置は、第49条の規定にかかわらず、設立時理事の定めるところによる。
- 10 本法人の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、本法人の成立した日から2026年3月31日までとする。
- 11 本定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他法令の定めるところによる。